



保護者の「保育を必要とする事由」を証明する書類



注意

- ① 就労証明書等は、作成された日が「令和7年4月1日以降のもの」を有効とします。
- ② 「令和7年4月1日以降に作成された証明書」をすでに提出したことのある方は、その証明書の提出は不要です。
※【注意】現況確認届の電子申請は、必ず必要です。
- ③ 同居祖父母の「保育を必要とする事由」を証明する書類は提出不要です。
- ④ 申請内容や添付書類に虚偽がある場合は、支給認定の取消しおよび保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収する場合があります。

■次の表を確認のうえ、保護者の状況に応じた書類を1世帯につき1部提出してください。（きょうだい分不要）
※ふたり親の場合は、父の書類1部と母の書類1部が必要です。

事由	提出書類	認定有効期間	保育時間
1. 就労	勤務 就労証明書★	3号認定（0歳～2歳） 〈3歳の誕生日を迎える日の2日前まで〉	<ul style="list-style-type: none"> ・保育短時間 ※1 〈月64～120時間未満の勤務〉 ・保育標準時間 〈月120時間以上の勤務〉
	自営業者 (1) 就労証明書★ (2) 添付書類 営業許可書、開廃業等届出書、 個人事業の開業・廃業等届出書 等のうち1点 ※(2)の書類が提出できない場合は誓約への署名が必要です。	2号認定（3歳～5歳） 〈3歳の誕生日を迎える日の前日から小学校就学前まで〉 ※3号から2号へは自動的に切り替わります。	
2. 疾病・障害	障害 次のいずれかの書類の写し ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	手帳の有効期間まで	保育標準時間
	疾病 診断書★ ※病院様式は使用できません。	診断書に記載のある月あたり最低64時間以上の保育軽減が必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> ・保育短時間 〈月64～120時間未満の軽減〉 ・保育標準時間 〈月120時間以上の軽減〉
(親族の) 3. 介護・看護	診断書★ 及び 看護(介護)状況申告書★ ※病院様式は使用できません。		
4. 就学	在学証明書 及び 時間割表の写し ※学校教育法で規定する教育施設に在学 または公共職業能力開発施設にて行う職業訓練等。	卒業予定日または修了予定日が属する月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・保育短時間 ※1 〈月64～120時間未満の就学〉 ・保育標準時間 〈月120時間以上の就学〉
5. 妊娠・出産	親子健康手帳の分娩予定日が記載されているページの写し	産前6週前の属する月始め（多胎14週前）から、産後8週後の翌日が属する月末まで	保育標準時間
6. 求職活動	求職状況報告書★	90日間が経った月の月末まで ※原則90日を超える継続利用はできません。	保育短時間
7. 育児休業 (在園児のみ)	就労証明書★ ※育児期間の記載があるもの。	育児対象児童が2歳を迎える月末まで	保育標準時間 ※令和6年4月より運用開始。
8. みなし育児休業※2 (在園児のみ)	親子健康手帳の出生届済証明のページの写し ※妊娠・出産要件（2号要件）の前に1号として利用していた場合には、みなし育児休業（2年）を取得することはできません。	※新規申込時に育児休業中の方は、入所決定日の翌月1日までに職場復帰が必要。	
9. 災害復旧	罹災証明書	復旧にあたる期間	保育標準時間

※1 保育短時間では送迎が間に合わない場合、保育標準時間への変更が認められる場合があります。必要な方はご相談ください。

※2 (例) 育児休業制度を取得していないが、2歳未満の第2子以降を家庭保育している等。

※「★」は指定様式です。